ひらかたの環境(環境白書) 平成 26 年版の概要

枚方市 環境保全部

目 次

第1部 環境行政の推進
1. 環境基本条例と第 2 次環境基本計画
(1)計画のめざすべき環境像 1
(2)施策の体系
第2部 平成25年度の環境の現況
第1章 自然環境
1. 気象
2. 自然環境の概観
3. 自然環境の特徴
(1)里山
(2)水辺地
(3)農地
(4)市街地の孤立林 5
(5)緑被率 5
第2章 大気・音環境
1. 大気環境の現況 6
(1)二酸化窒素
(2)浮遊粒子状物質
(3)微小粒子状物質
(4)光化学オキシダント
(5)二酸化硫黄
(6)一酸化炭素
2. 騒音の現況 10
3. 自動車交通の現況
第3章 水環境 12
1. 河川水質の現況 12
(1)人の健康の保護に関する項目
(2)生活環境項目 13
2. 地下水質の現況 14
(1)概況調査
(2)汚染井戸周辺地区調査
(3)継続監視調査14
第4章 土壌・地盤環境
1. 枚方市地盤沈下水準測量結果
2. 地下水位測定結果
第5章 化学物質 17
1. 環境中の化学物質の現況 17
(1)ダイオキシン類 17

(2) アスベスト 18
(3)有害大気汚染物質
第3部 平成 25 年度における第 2 次環境基本計画に基づく施策の実施状況20
第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち20
1. 環境教育・環境学習の推進
(1) 学校における環境教育・環境学習の推進事業20
2. 環境保全活動の推進
(1)総合的な環境保全対策の推進
(2) 市民・事業者の環境保全活動の推進22
(3)環境情報の提供
第2章 地球環境への負荷が少ないまち25
1. 地球温暖化対策の推進
(1)温室効果ガス排出抑制対策の推進
(2) 再生可能エネルギー等の導入促進28
(3)ヒートアイランド対策の推進
第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 30
1. 自然環境の保全 30
(1)里山の保全
(2)生態系の保全 31
(3) 自然とのふれあいの場の確保
2. 「農」を活かしたまちづくり 32
(1)「農」を守り、活かす 32
(2)「農」とのふれあいの促進
第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち
1. 環境にやさしいまちづくり
(1)環境に配慮した開発への誘導
(2)環境負荷の少ない都市構造への転換
2. 美しいまち並みの確保
(1)環境美化の推進
(2)歴史文化遺産の保存と活用38
第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち 39
1. 循環型社会の構築 39
(1)ごみの現況 39
(2)新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)の推進 40
(3)発生抑制行動の浸透 40
(4)リサイクルシステムの確立
(5)排出者責任の徹底 42
(6)環境に配慮した処理システムの構築

2. 良好な水資源の保全と活用	43
(1)水環境の保全	43
3. 良好な生活環境の確保	45
(1)総合的な公害防止施策の推進	45
(2)大気環境の保全	45
(3)騒音・振動の防止	46
(4)土壌汚染・地盤沈下の防止	47
(5)化学物質の適正管理	48

第1部 環境行政の推進

1. 環境基本条例と第2次環境基本計画

本市では、平成 10 年 3 月に、市民、事業者、行政が協働して良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本方針を定めた枚方市環境基本条例を制定しました。

平成 13 年 2 月に、同条例第 9 条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するため、平成 22 年度を最終年度とする「枚方市環境基本計画」を策定し、市民・事 業者と様々な環境保全の取り組みを推進してきました。

さらに、これまでの実績と地球温暖化防止に向けた取り組みの本格化や資源循環に向けた取り組みの進展、生物多様性の重要性の高まりなどの社会状況等の変化を踏まえ、平成 23 年 3 月に「第 2 次枚方市環境基本計画」を策定しました。本計画は平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間としており、策定から概ね 5 年後に中間見直しを行います。

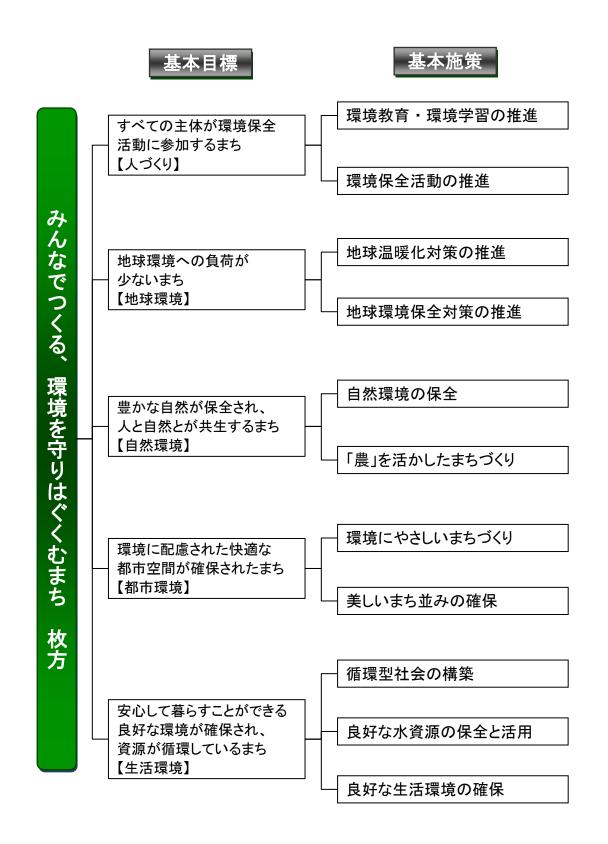
また、平成25年3月には、「第2次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、 取り組みを推進するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公 共団体実行計画として「枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

(1)計画のめざすべき環境像

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、計画のめざすべき環境像を「みんなでつくる、 環境を守りはぐくむまち 枚方」として設定しています。

(2) 施策の体系

めざすべき環境像を実現するため、めざすべきまちの姿である 5 つの基本目標を設定し、11 の基本施策を推進します。



第2部 平成25年度の環境の現況

第1章 自然環境

1. 気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懐となるところから、海風の影響を受けやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し比較的温暖な気候となっています。

平成25年の気温は、平均16.3℃、最高38.1℃、最低-2.8℃で、降水量は1,743.5mmでした。図2-1-1に枚方市の降水量と平均気温の推移を、表2-1-1に枚方地域気象観測所における気象データの経年変化を示します。

なお、平成25年9月15日から16日にかけて

図 2-1-1 枚方市の降水量と平均気温の推移



降った雨は、市内で観測史上最多となる日降水量188mmを記録するなど、豪雨による多くの浸水被害等が発生しました。

	気温 (℃)			降水量	風速(n	日照時間	
	平均	最高	最低	(mm)	平均	最大	(h)
平成 16 年	17. 0	36. 6	-3.0	1, 494. 0	1.5	9. 0	1, 874. 9
17	16. 1	36. 5	-2. 9	786. 0	1.4	6. 0	1, 667. 3
18	16. 2	38. 4	-2. 8	1, 455. 0	1.6	8. 0	1, 480. 5
19	16.5	38. 5	-1. 1	1, 141. 0	1.5	7. 0	1, 997. 0
20	16.0	36. 1	-2. 1	1, 376. 0	1.4	7. 0	1, 897. 6
21	16.3	36. 5	- 1. 9	1, 262. 0	1. 5	7. 0	1, 896. 2
22	16.6	37. 6	-2. 6	1, 639. 5	1.8	8. 3	1, 909. 5
23	16. 1	37. 2	-3. 7	1, 517. 5	1.8	8. 7	1, 981. 9
24	15. 9	37. 1	-4. 6	1, 672. 5	1. 9	9. 3	1, 919. 8
25	16.3	38. 1	-2. 8	1, 743. 5	1. 9	9. 1	2, 099. 0

表 2-1-1 枚方地域気象観測所(アメダス)における気象データの経年変化

2. 自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林域が分布し、西部には淀川の河川敷の河畔林、これらに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫いて3本の河川(船橋川、穂谷川、天野川)が流れています。

3. 自然環境の特徴

(1) 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と 自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

穂谷・尊延寺地区の里山は、棚田やため池、森林など、さまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカ、サシバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。里山では、農業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト(重点調査地域)として選定され、平成 18 年度から専門家、ボランティアの市民による調査が行われています。

(2) 水辺地

① 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が深く認識され、楠葉地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物(大規模な氾濫原を特徴づける植物)が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原がみられ、対岸の鵜殿(高槻市)のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

また、天野川では平成 21 年 7 月に開催した市民公開調査「水辺の楽校」で初めてアユが確認され、それ以降、毎年確認されています。

② ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間 にさまざまな水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市街地の大きなものから里山に残る小さなため池までさまざまな形態が見られますが、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間といえます。

(3)農地

かつて水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカが生息し、 それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していました。一時期、強い農薬の使用によっ て、生物の多様性が失われましたが、回復の傾向にあります。市街地では、宅地化等により農 地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの 要となり得ます。

なお、第5回自然環境調査では、本市の農耕地の面積は約642haでした。

(4) 市街地の孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内には、 比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積で帯状の斜面樹林、点在する社 寺林などの孤立林が多く存在します。

(5)緑被率

本市が平成 23 年度から 24 年度にかけて行った第 5 回自然環境調査の結果では、表 2-1-2 に示すとおり、本市の緑被面積は 2,148.7ha、緑被率は 33.0%でした。

また、平成 12 年と比較すると、雑木林と農耕地が減少し、竹林、園地、草地が増加しています。表 2-1-3 に緑被別面積の変化を示します。

草地が増加した要因としては、河川敷での増加(一時的な工事や草刈等による消失後の回復)によるもののほか、山間地の耕作地放棄による増加などが考えられ、園地の増加については山田池南側区域等の新規緑地の開設などが考えられます。

表 2-1-2 緑被面積・緑被率の経年変化

調査年	緑被面積(ha)	緑被率(%)
平成 12 年	2, 161. 3	33. 5
平成 19 年	2, 066. 9	31. 8
平成 23 年	2, 148. 7	33. 0

表 2-1-3 緑被別面積の変化 (単位: ha)

	平成 12 年	平成 19 年	平成 23 年
雑木林	495. 2	461. 65	480. 85
竹林	221. 9	224. 82	233. 18
植林	51. 79	54. 06	51. 83
園地	63. 45	114. 49	150. 85
農耕地	783. 07	701. 77	642. 74
草地	545. 91	510. 11	589. 19

第2章 大気・音環境

1. 大気環境の現況

大気汚染は、工場または事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から大気中に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の汚染物質が排出されることによって起こります。

これらの大気汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼします。このため、 人の健康を確保する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定め られており、これを達成し維持するために、固定発生源の排出規制や移動発生源対策など種々の 規制を行うとともに大気環境の状況の把握を行っています。

大気環境については、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局(以下「一般局」)**3**局 (楠葉局、枚方市役所局、王仁公園局)、自動車排出ガスの影響を受ける道路周辺に設置している自動車排出ガス測定局(以下「自排局」)**2**局(招提局、中振局)で常時監視を行っています。

平成25年度は、表2-2-1に示すとおり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、測定しているすべての局で環境基準を達成しました。微小粒子状物質(PM2.5)については、平成25年度は、年平均値は長期基準以下でしたが、日平均値は短期基準を上回り、環境基準を達成できませんでした。光化学オキシダントについては、測定しているすべての一般局で環境基準を達成できませんでした。

また、第二京阪道路による大気環境等への影響を適切に把握するため、第二京阪道路環境監視局(以下「第二京阪局」)2局(長尾局、津田局)を設置し、大気等の監視を行っています。平成25年度は、表2-2-2に示すとおり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、2局とも環境基準値を下回る結果が得られました。なお、市内の大気汚染測定局位置は図2-2-1に示すとおりです。

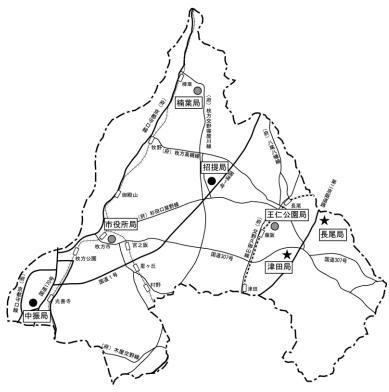


図 2-2-1 市内の大気汚染測定局位置

測定項目 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 光化学オキシダント 二酸化硫黄 ·酸化炭素 (mg/m^3) $(\mu \, g/m^3)$ (ppm) (ppm) (ppm) (ppm) 環境基準値 0.04~0.06 以下 0.10以下 15 以下 35 以下 0.06以下 0.04以下 10以下 (年平均値) (日平均値)* 測定局 (日平均値)* (日平均值)※ (最高1時間値) (日平均值)※ (日平均值)※ 0 0 楠 葉 (0.034)(0.051)(0.127)0 0 般 枚方市役所 (0.004)(0.033)(0.052)(0.117)0 0 0 王仁公園 (0.029)(0.059)(0.003)(0.125) \circ \circ 招 提 (0.043)(0.055)0 0 0 0

(36.9)

表2-2-1 平成25年度の大気汚染環境基準達成状況

- (14.6)〇:環境基準を達成した項目 ×:環境基準が達成されなかった項目 -:測定していない項目
- *印は、1日平均値の年間98%値を示す。※印は、1日平均値の年間2%除外値を示す。

(0.061)

(注) 王仁公園局の微小粒子状物質については、年間有効測定日数 250 日未満のため評価を行わない。

	XI I I MILL I KUMINING ON							
	測定項目環境基準値	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)					
測	定局	0.04~0.06以下 (日平均値) *	0.10以下 (日平均値) ※					
第二	X /-L	O (0. 032)	O (0. 054)					
京阪局	津田	O (0. 036)	O (0. 060)					

表2-2-2 平成25年度の第二京阪局における大気の環境基準値との比較

○:環境基準を達成した項目

(1) 二酸化窒素

中 振

(0.044)

窒素酸化物には、一酸化窒素や二酸化窒素 などがあり、主に物の燃焼により発生し、 高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすとい われています。これらのうち二酸化窒素に ついて環境基準が定められています。

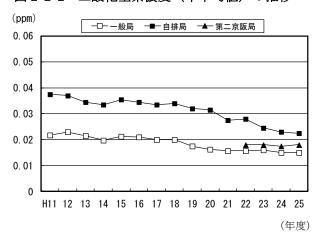
平成25年度は、一般局3局及び自排局2局で 測定し、すべての測定局で環境基準を達成 しました。第二京阪局2局では、2局ともに 環境基準値を下回りました。

二酸化窒素濃度は、図2-2-2に示すとおり 一般局、自排局とも緩やかな減少傾向にあ ります。

図 2-2-2 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移

(0.7)

(0.003)



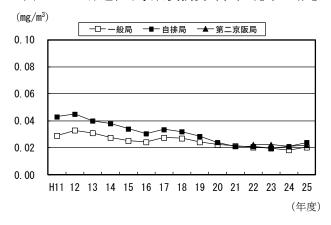
^{*}印は、1日平均値の年間98%値を示す。※印は、1日平均値の年間2%除外値を示す。

(2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が10μm以下の大気中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場から発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされ、これらは、粒子が小さいため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼすといわれています。

平成25年度は、一般局3局及び自排局2局で測定し、すべての測定局で環境基準を達成しました。第二京阪局2局では、2局ともに環境基準値を下回りました。

図 2-2-3 浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質は、図2-2-3に示すとおり一般局、自排局とも長期的には減少傾向となっています。

(3) 微小粒子状物質

微小粒子状物質 (PM2.5) は、大気中に浮遊する粒径が2.5 μm 以下の小さな粒子で、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状大気汚染物質が化学反応により粒子化したものがあり、工場等のばい煙や粉じん、自動車等の排ガス、土壌、海洋、火山等さまざまな原因があるとされています。平成24年度から自排局の中振局で測定を行っており、さらに平成26年3月から一般局の王仁公園局で測定を開始しました。

平成25年度の年間平均値は、表2-2-3に示すとおり、中振局では14.6 μ g/m³と長期基準15 μ g/m³以下でしたが、日平均値の98%値が36.9 μ g/m³と短期基準35 μ g/m³を上回ったため、環境基準を達成できませんでした。また、王仁公園局は有効測定日数に達していないため、評価を行いませんでした。

なお、大阪府は、微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度が国の暫定指針値 (日平均値70μg/m³) を超えることが予測されると判断した場合、大阪府の全域に注意喚起を行うこととしています。 平成25年度は注意喚起が1回行われました。

測定局	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準の評価 達成〇 未達成×
	$(\mu { m g/m^3})$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	水 達
中振	14. 6	36. 9	×

表 2-2-3 微小粒子状物質測定結果

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及 び自動車等から排出される窒素酸化物や 炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、 紫外線による光化学反応を起こすことに より二次的に生成されるオゾンなどの物 質の総称で、光化学スモッグの原因物質と なっています。

光化学オキシダントは強い酸化力を持

ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器

への影響を及ぼし、農作物へも影響を与えることがあります。

光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、全国的に極めて低く、平成25年度は、本市に おいても一般局3局すべてで環境基準を達成できませんでした。

なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められるときは、大阪府 が光化学スモッグ情報を発令しています。平成25年度の本市域を含む北大阪地域での光化学ス モッグ情報発令回数は、図2-2-4に示すとおり予報5回、注意報3回で、平成24年度に比べ増加 しました。

(5) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含む燃料を燃焼 することなどにより発生し、高濃度になる と呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成25年度は、一般局2局及び自排局1局 で測定し、すべての測定局で長期的評価及 び短期的評価ともに環境基準を達成しまし た。

二酸化硫黄濃度は、図2-2-5に示すとおり 一般局、自排局とも低い水準で推移してい ます。

(6)一酸化炭素

一酸化炭素は、物の燃焼時における不完全燃 焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生 源となっており、体内の酸素循環を阻害すると いわれています。

平成25年度は、自排局1局で測定し、長期的 評価及び短期的評価ともに環境基準を達成し

一酸化炭素濃度は、図2-2-6に示すとおり低 い水準で推移しています。

図 2-2-4 本市域を含む北大阪地域での 光化学スモッグ情報発令回数の推移

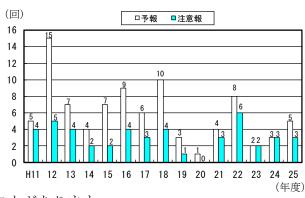


図 2-2-5 二酸化硫黄濃度(年平均値)の推移

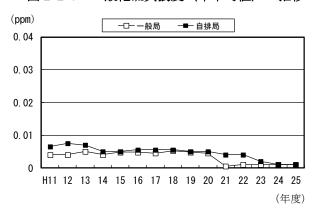
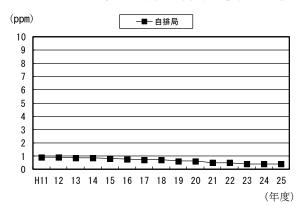


図 2-2-6 一酸化炭素濃度(年平均値)の推移



2. 騒音の現況

道路に面する地域29地点及びそれ以外の地域(以下「一般地域」)24地点のうち、平成25年度は、道路に面する地域9地点及び一般地域8地点で環境騒音モニタリング調査を実施しました。

道路に面する地域における面的評価による環境基準の達成状況は、表2-2-4に示すとおり、市全体で昼夜ともに達成できたのは26, 783 戸 (91.7%)、昼間のみ達成は1, 220 戸 (4.2%)、夜間のみ達成は23 戸 (0.1%) で、1, 188 戸 (4.1%) については、昼夜ともに環境基準を超過していました。

また、一般地域における騒音レベルは、表**2-2-5**に示すとおり、すべての地点で環境基準を達成しました。

道路の種別	評価区間 延長 (km)	評価 区間 (区間)	評価対象 住居等戸数	昼夜とも 基準値満足	昼間のみ 基準値満足	夜間のみ 基準値満足	昼夜とも 基準値超過
一般国道	25. 9	19	6, 338 戸	4, 960 戸	696 戸	0戸	682 戸
727,00			., /	(78. 3%)	(11.0%)	(0.0%)	(10.8%)
府 道	53. 4	22	22, 876 戸	21,823 戸	524 戸	23 戸	506 戸
- 内 - 垣	55. 4	22	22, 670	(95.4%)	(2.3%)	(0.1%)	(2. 2%)
全体	79. 3	41	20 214 =	26, 783 戸	1, 220 戸	23 戸	1, 188 戸
土 14	19.3	41	29, 214 戸	(91.7%)	(4. 2%)	(0.1%)	(4. 1%)

表 2-2-4 道路に面する地域の環境基準達成状況

			昼間]		夜 間	
地域の区分	地点数	環境 基準値	測定値 (Leq)	適合地点数 (適合率 %)	環境 基準値	測定値 (Leq)	適合地点数 (適合率 %)
A地域 専ら住居の用に供される地域	12	55dB 以下	$36\sim$ 43dB	12 (100%)	45dB 以下	$29{\sim}$ 38dB	12 (100%)
B地域 主として住居の用に供される地域	6	55dB 以下	41∼ 50dB	6 (100%)	45dB 以下	$32\sim$ 43dB	6 (100%)
C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	6	60dB 以下	$39\sim$ 51dB	6 (100%)	50dB 以下	$34\sim$ 45dB	6 (100%)
全 地 域	24	_	$36\sim$ 51dB	24 (100%)		$^{29}\sim$ 45dB	24 (100%)

表 2-2-5 一般地域の環境基準達成状況

⁽注) 昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までを示す。

⁽注) 昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までを示す。

3. 自動車交通の現況

国道1号における昼間交通量は、図2-2-7のとおりです。

また、平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、表2-2-6に示すとおり、平成24年度と比較して津田局は増加、長尾局は減少しています。

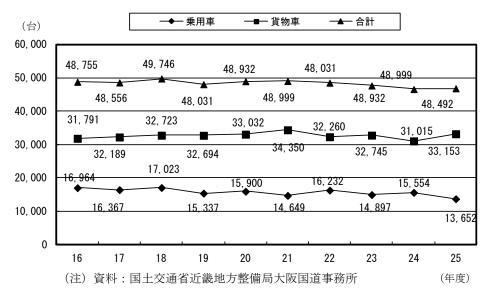


図2-2-7 国道1号における昼間交通量の推移

表 2-2-6 第二京阪道路交通量調査結果

(台/目)

		~~ - · //v —	74 · 1// • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(A.A.——) (B. > A		(iii / i i /
当心与下	测点型色光的		平成 25 年 11 月	平成 24 年 11 月	±4.441	
測定地点	測定対象道路	大型車類	小型車両	合計	合計	増減
海田巳	専用部	12, 000	34, 700	46, 700	44, 500	+2, 200
津田局	一般部	5, 459	18, 513	23, 972	23, 488	+484
EPP	専用部	15, 300	28, 300	43, 600	47, 600	- 4, 000
長尾局	一般部	3, 853	18, 373	22, 226	22, 779	-553

第3章 水環境

1. 河川水質の現況

市内河川等の水質の状況を把握するため、河川 16 地点、山田池 1 地点で水質調査を実施しています。各測定地点の位置は図 2-3-1 のとおりです。

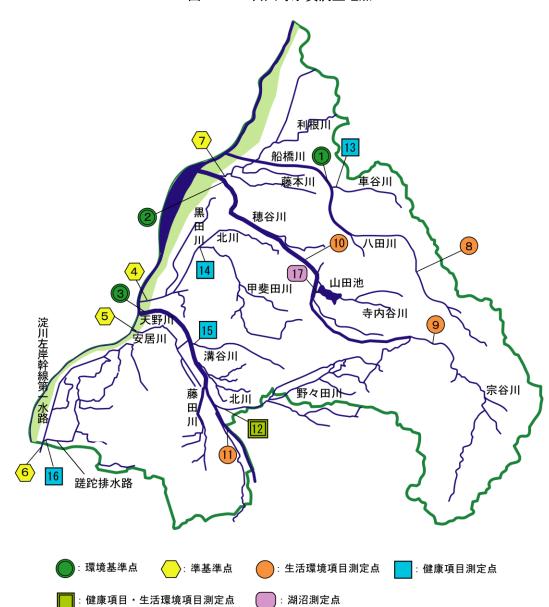


図 2-3-1 河川等水質調査地点

番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	10	穂谷川	穂谷川新橋
2	穂谷川	淀川合流直前	11	天野川	枚方交野市境
3	天野川	淀川合流直前	12	北川	北川流末
4	黒田川	西ノロ樋門	13	車谷川	車谷川流末
5	安居川	淀川合流直前	14	黒田川	北川合流直前
6	淀川左岸幹線第一水路	枚方寝屋川市境	15	溝谷川	溝谷川流末
7	藤本川	淀川合流直前	16	蹉跎排水路	蹉跎排水路流末
8	船橋川	新宇治橋	17	山田池	山田池池尻
9	穂谷川	上渡場橋		•	

- 12 -

(1) 人の健康の保護に関する項目

人の健康の保護に関する項目は、水質汚濁に係る環境基準において、人の健康の保護のために、カドミウム、全シアン、鉛等の 27 項目が定められています。

平成 25 年度は、環境基準 3 地点(船橋川、穂谷川及び天野川の流末)のすべてにおいて、環境基準を達成するとともに、準基準点、独自測定点においても環境基準を満足していました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目は、水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO) 及び大腸菌群数等が定められています。平成 25 年度は、BOD については、環境基準点 2 地点 (穂谷川、天野川)で環境基準を達成しましたが、船橋川については達成できませんでした。なお、穂谷川では、昭和 50 年に環境基準が設定されて以降、はじめての環境基準達成となります。 SSについては、環境基準点 2 地点 (穂谷川、天野川)で環境基準を達成しましたが、船橋川については達成できませんでした。 DOについては環境基準点 3 地点とも環境基準を達成しました。

また、pH及び大腸菌群数については、3地点とも環境基準を達成できませんでした。要因としては、pHについては、藻などによる炭酸同化作用によりpHが高くなるためと考えられます。大腸菌群数については、長期的には減少傾向となっていますが、生活排水等による影響が考えられます。

水性生物の生息状況の適応性の指標である全亜鉛は、船橋川で環境基準を達成できませんでした。ノニルフェノールについては、全地点で環境基準を達成しました。

環境基準点におけるBODの環境基準達成状況と生活環境項目の状況を表 2-3-1 及び表 2-3-2 に示します。

河川名	地点名	環境基準値	B O D 75% 値	環境基準の評価 達成○ 未達成×
船橋川	新登橋上流		3. 6	×
穂谷川	淀川合流直前	3mg/L 以下	2. 8	0
天野川	淀川合流直前		2. 3	0

表 2-3-1 環境基準点におけるBODの環境基準達成状況

(注) 75%値:年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に 0.75 を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

環境基準達成状況 環境基準値超過状況 達成〇 未達成× 項目 pН BOD SSDO 大腸菌群数 全亜鉛 ノニルフェノール % 年平均値(mg/l) 年平均値(mg/l) m/n % m/n % m/n % m/n % m/n 河川 24/48 5/12 42 1/12 0/12 3/12 0.034 <0.00006 船橋川 \bigcirc 13/48 2/12 0/12 0/12 2/12 0.009 <0.00006 0 0 17 \bigcirc 穂谷川 27 17 \bigcirc 天野川 9/48 19 0/12 0/12 0/12 2/12 17 0.012 \bigcirc 0.00006 \bigcirc

表 2-3-2 環境基準点における生活環境項目の状況

(注) n は総検体数、m は環境基準超過検体数を示す。

環境基準点のBODの平均値の推移は、図2-3-2に示すとおり、年によって若干変動がある ものの、長期的には減少傾向にあります。

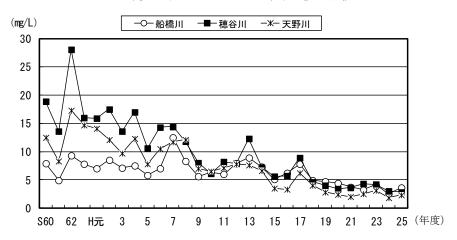


図 2-3-2 環境基準点でのBODの年平均値の推移

2. 地下水質の現況

地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

(1) 概況調査

概況調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、平成 25 年度は、招提元町地区、渚本町地区及び高田 1 丁目地区の計 3 地区各 1 地点で調査を実施しました。

その結果、すべての地点で環境基準を満足していました。

(2) 污染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに汚染が発見された場合に、その広がりや原因を調べる調査です。汚染が発見された井戸の周辺井戸を調査し、その結果、汚染の継続的な監視等が必要と判断された場合には、経年的なモニタリングとして継続監視調査を実施することとなります。

平成 25 年度は、大字津田地区、北中振 3 丁目地区、北中振 4 丁目地区、山田池公園地区及び走谷地区において、汚染井戸周辺地区調査を実施しました。

(3)継続監視調査

継続監視調査は、汚染の継続的な監視が必要とされた井戸の調査です。平成 25 年度は合計 9 地区で調査を行いました。また、天然に存在する物質や肥料由来と思われる物質が原因と考えられる 4 地区については、平成 25 年度から 4 年に一度の頻度で調査を行っています。

その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、津田元町地区で1,1-ジクロロエチレンが、それぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査等で継続的に監視をしている井戸で、汚染の改善が一定期間以上みられた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、調査を終了することとしています。

第4章 土壤・地盤環境

1. 枚方市地盤沈下水準測量結果

地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置し、水準測量を実施しています。地盤沈下対策の推進により、昭和60年代に入り地盤沈下が沈静化してきたため、平成元年度から隔年で水準測量を実施していましたが、平成21年度以降は、大阪府に合わせて、3年に1回水準測量を実施することにしています。直近では、平成24年度に水準測量を実施しました。枚方市水準点の位置を図2-4-1に、平成24年度における枚方市内の地盤沈下変動量を表2-4-1に示します。

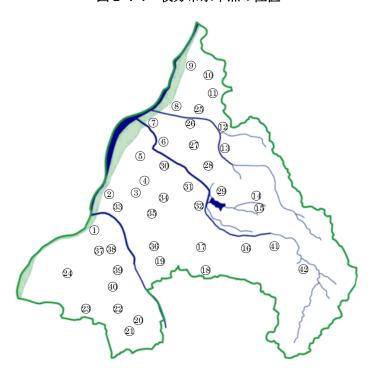


図 2-4-1 枚方市水準点の位置

表 2-4-1 平成 24 年度における枚方市内の地盤沈下変動量

(単位:cm)

番号	地点	平成21年度比	番号	地 点	平成21年度比	番号	地 点	平成21年度比
1	三矢公園	+0.16	15	菅原小学校	+0.35	29	田口山配水場	改埋※
2	八幡神社	+0.07	16	津田支所	+0.37	30	牧野車塚公園	+0.40
3	高陵小学校	+0.23	17	水道局春日事務所	+0.41	31	山田神社	+0.76
4	殿山第一小学校	+0.20	18	春日公会堂	+0.42	32	円通寺	+0.65
5	清伝寺	-0.08	19	桜丘小学校	+0.35	33	市道枚方牧野線	+0.14
6	牧野公園	+0.11	20	春日神社	+0.28	34	山田小学校	+0.63
7	藤本川ポンプ場	+0.12	21	春日小学校	+0.29	35	中宮公園	+0.27
8	北部下水処理場跡地	+0.02	22	香陽小学校	+0.15	36	星丘中央線	+0.27
9	町楠葉会館	- 0. 18	23	第二中学校	− 0. 17	37	鷹塚山配水池	+0.29
10	樟葉小学校	-0.01	24	蹉跎小学校	+0.43	38	枚方第二小学校	+0.33
11	七つ松公園	+0.21	25	二宮公園	+0.14	39	山之上小学校	+0.15
12	中の池公園	+0.07	26	牧野小学校	- 0. 07	40	第四中学校	- 0. 05
13	北部区画第2号線	+0.44	27	殿山第二小学校	+0.25	41	総合福祉センター	+0.07
14	菅原保育所跡地	+0.34	28	招提小学校	+0.34	42	氷室小学校	- 0. 04

※田口山配水場は工事のため、平成22年に水準点を施設内で移設。

(注) +:隆起 -:沈下

2. 地下水位測定結果

地盤沈下は、過剰な地下水の採取により地下水位が低下し、地下の帯水層の上下にある粘土層中の水が搾り出され、圧密することにより引き起こされる現象です。このことから、地盤沈下の 兆候を把握するため、地下水位の測定を行っています。

平成 25 年 2 月から招提地区と磯島地区、平成 26 年 3 月から村野地区で新たに測定を開始し、合計 5 地区で地下水位の測定を実施しています。地下水位測定地点は、図 2-4-2 に示すとおりです。

その結果、出口地区では年間を通じて地下水位に大きな変動はなく、田口地区、招提地区及び 磯島地区の3地区では、夏季に地下水位が若干低下していますが、その後、元の水位まで回復し ています。地下水位(静水位)の月平均値の変化を、図2-4-3に示します。

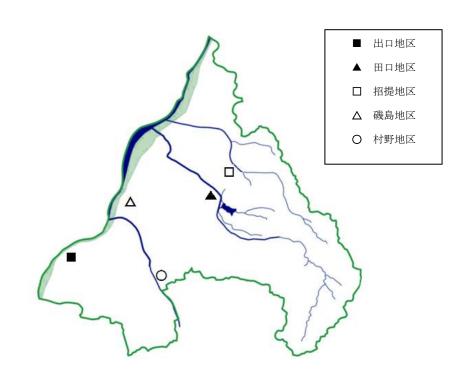
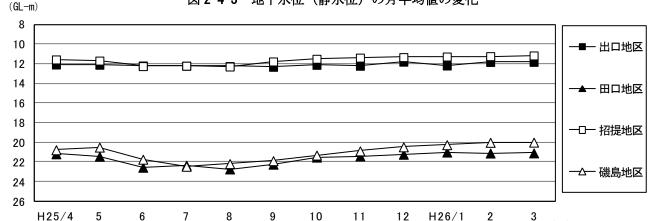


図 2-4-2 地下水位測定地点



(月)

図 2-4-3 地下水位(静水位)の月平均値の変化

(注) 村野地区については、測定期間が短く地下水位の変化を確認できないため表示しない。

第5章 化学物質

1. 環境中の化学物質の現況

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで意図せず生成してしまう物質であり、発がんを促進する作用や、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こす等の影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、ダイオキシン類調査を実施しています。平成25年度は、大気1地点、地下水1地点、土壌1地点については本市が、河川水質3地点、底質3地点については大阪府が、それぞれ調査を行いました。

ダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準を満足していました。

① 大気

枚方市役所局(一般局)で調査を実施し、年平均値は表2-5-1に示すとおり0.023pg-TEQ/m³であり、環境基準を満足していました。

表 **2-5-1** 大気中のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	春季 5/16~5/23	夏季 8/22 ~ 8/29	秋季 10/17~10/24	冬季 1/9 ~ 1/16	年平均値
枚方市役所局	0. 030	0. 022	0. 025	0. 014	0. 023

(注) 環境基準値: 年平均値で 0.6pg-TEQ/m3以下

② 河川水質及び底質

河川水質及び底質については、大阪府が調査を実施し、船橋川、穂谷川及び天野川の 3 地点の結果は、表 2-5-2 に示すとおり、水質の年平均値は 0.20~0.32pg-TEQ/L 、底質は 0.32~0.61pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-2 河川水質及び底質のダイオキシン類濃度

(単位:水質はpg-TEQ/L、底質はpg-TEQ/g)

	· · · · · · ·	7 7 1 0	-7 1 7	7 1 0 1/0/
細木地上		底質		
調査地点	春季	秋季	年平均値	広 員
船橋川 (新登橋上流)	0. 35	0. 090	0. 22	0. 61
穂谷川 (淀川合流直前)	0. 56	0. 083	0. 32	0. 32
天野川 (淀川合流直前)	0. 28	0. 11	0. 20	0. 57

(注) 環境基準値:河川水質は 1pg-TEQ/L 以下 底質は 150pg-TEQ/g 以下 備考:大阪府が測定

③ 地下水質

高田 1 丁目の井戸で調査を実施し、表 2-5-3 に示すとおり 0.063pg-TEQ/L であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-3 地下水質のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	試料採取日
高田1丁目	0. 063	平成 25 年 11 月 20 日

(注) 環境基準値: 1pg-TEQ/L 以下

4 土壌

土壌中のダイオキシン類は蹉跎西小学校で調査を実施し、表 2-5-4 に示すとおり 1.6 pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-4 土壌中のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/g)

調査地点	測定値	試料採取日
蹉跎西小学校	1.6	平成 25 年 11 月 20 日

(注) 環境基準值: 1000pg-TEQ/g 以下

(2) アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼす おそれがあることが知られている物質であり、平成 17 年度から測定を実施しています。

平成 25 年度は、11 月 12 日から 14 日の 3 日間に、枚方市役所局(一般局)で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点におけるアスベスト濃度は、表 2-5-5 に示すとおり 0.057 未満 \sim 0.17 本/L でした。なお、この値は、世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア(注)と比べて低い濃度でした。

表 2-5-5 大気中のアスベスト濃度 (単位:本/L)

细木业上	測定値					
調査地点	平成 25 年 11 月 12 日	平成 25 年 11 月 13 日	平成 25 年 11 月 14 日			
枚方市役所局	0. 17	0.057 未満	0.057 未満			

(注)世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア

「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1~10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

(3) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称で、現在、環境省により 248 物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質が優先取組物質として選定されています。

本市では、優先取組物質のうち測定法が確立している物質について、枚方市役所局(一般局)で 21 物質、招提局(自排局)で 7 物質を測定しています。

その結果、環境基準が設定されている項目及び環境基準が設定されていない物質のうち指針値が設定されている項目については、表 2-5-6 のとおり、基準値または指針値を下回っていました。

表 2-5-6 有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

(環境基準が設定されている物質)

項 目 (単 位)	ベンゼン (μg/m³)	トリクロロエチレン (μg/m³)	テトラクロロエチレン (μg/m³)	ジクロロメタン (μg/m³)
環境基準値	3以下	200以下	200以下	150以下
枚方市役所局	1.0	0. 43	0. 20	1. 3
招 提 局	1. 2	_	_	_

(指針値が設定されている物質)

項 (単	目 位)		アクリロ ニトリル (μg/m³)	塩化ビニル モノマー (μg/m³)	水銀及び その化合物 (ngHg/m³)	ニッケル 化合物 (ngNi/m³)	クロロ ホルム (μg/m³)	1, 2— ジカロロエタン (μg/m³)	1, 3— ブタジエン (μg/m³)	ヒ素及び その化合物 (ngAs/m³)
指	針	値	2 以下	10以下	40以下	25以下	18以下	1.6以下	2.5以下	6以下
枚方	市役所	所局	0. 031	0. 025	2. 1	6. 2	0. 18	0. 15	0. 12	2. 1
招	提	局	_	_		5. 2	—	—	0. 17	_

第3部 平成25年度における第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち

1. 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校における環境教育・環境学習の推進事業

主な取り組み

① 学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)事業

学校園における独自の環境マネジメントの一環として、平成 18 年度から、すべての教職員が環境について認識を深め、その経験を幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かしていくことを目的に、すべての市立学校園で市独自の「学校版環境マネジメントシステム」(S-E MS) に取り組んでいます。

S-EMSは、環境管理総括者(教育長)が策定した環境方針をもとに、各学校園において環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成した上で、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを実施するものです。

電気、ガス及び水道の使用量と二酸化炭素排出量については、S-EMSの趣旨を踏まえ、 削減に取り組みます。

また、緑のカーテンや緑のじゅうたんの環境教育への活用、生ごみの堆肥作りと野菜栽培への活用、幼稚園と近隣小中学校とのエコ連携活動、企業や市役所職員による環境学習講座の受講など、各学校園独自の環境保全の取り組みを実践しました。

これらのS-EMSの取り組みについては、各学校園においてNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議環境教育サポート部会の支援を得て、実施しています。

なお、各学校園におけるS-EMSの取り組みについては、市による認定制度を設けており、その運用について、毎年、書類審査を行っています。

平成**25**年度の審査の結果、全**75**学校園において取組を継続していることが確認できたことから、全学校園の認定が継続されました。

② 環境出前授業の実施

平成 18 年 9 月に策定した「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマである「幼児の学びづくり」を進めるため、市民団体、市民及び市職員が講師となって保育所(園)、幼稚園で環境出前授業を実施しています。

平成 25 年度は、表 3-1-1 に示すとおり、クラフトワーク、しぜんハイキング、ごみのお話、はがきづくりの 4 つのメニューを 28 保育所 (園)・幼稚園で計 34 回の出前授業を実施し、参加園児の延べ人数は 4,214 人でした。

表 3-1-1 環境出前授業 メニュー

X · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
メニュー	内容				
クラフトワーク	穂谷の里山で間伐した竹や雑木を利用したクラフトの作成				
しぜんハイキング	政策や昆虫、植物の説明を通じての自然体験学習 (平成 25 年度は、山田池公園で実施)				
ごみのお話	紙芝居「3 つのお約束(食べ残しをしない、片づけをする、工夫して使う)」の紹介 パッカー車でのごみの収集体験 エコレンジャーショー				
はがきづくり	環境紙芝居の実施 牛乳パックからのはがき作り				

③ 環境副読本の作成

小学 4~6 年生を対象に、環境に関する認識を深めるため、小学 4~6 年生用環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内各小学校の 4 年生に配布しています。「わたしたちのくらしと環境」には、身近なごみの話から枚方市の環境の現状、地球環境の保護、環境出前授業の紹介などを掲載しています。

平成 25 年度作成分は、環境を取り巻く状況の変化や学校での利用状況を踏まえて、内容を 刷新しました。

④ 「ひらかたエコライフつうしんぽ」の作成

地球温暖化をはじめとした環境保全への興味・関心を高めることを目的とし、子どもたちを対象に「ひらかたエコライフつうしんぼ」を作成し、希望する市内小学校に配布しています。「ひらかたエコライフつうしんぼ」に取り組むことにより、子どもが家族の、また家族が子どものエコライフ実践度を相互にチェックすることができます。

平成 **25** 年度は、**25** 小学校の **4~6** 年生 **2**, **731** 人から取り組んだ内容・感想などの提出がありました。

2. 環境保全活動の推進

(1)総合的な環境保全対策の推進

主な取り組み

① 環境マネジメントシステムの運用

ア、本市の環境マネジメントシステムについて

本市では、環境保全に率先して取り組むための一つの手段として、平成 13 年 10 月 24 日に、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得しました。その後、市民病院や清掃工場など、適用範囲を順次拡大し、環境保全の取り組みを推進してきました。

認証取得から 11 年が経過し、これまでの運用で環境マネジメントのノウハウを習得するとともに、職員の環境意識の高まりやエネルギー使用量の削減に向けた取り組みの定着がみられるなど、一定の成果を得ることができました。その一方で、他の取り組みとの重

複や認証取得を維持するための経費・事務作業などの負担が課題となっていました。

これらのことから、環境保全活動の一層の推進とさらなる事務の効率化を図ることを目的に、これまで計画や指針ごとに行っていた管理の集約・一元化を行い、本市の組織体制や活動内容に適した環境マネジメントシステム「枚方市環境マネジメントシステム(HーEMS)」を平成 24 年度に新たに構築し、平成 25 年 4 月 1 日から運用を開始しました。

イ. 枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)の概要

枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)は、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を行いながら、継続的に取り組む本市独自のマネジメントシステムです。

具体的には、「第2次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策・事業の進捗管理のほか、「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」に基づくエネルギー管理やエコオフィス活動についても、システムの年間スケジュールに組み込むことにより、本市の環境配慮活動を総合的にマネジメントします。

(2) 市民・事業者の環境保全活動の推進

主な取り組み

① NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援

市民、事業者、行政がパートナーシップを形成し、ともに取り組みを行うための拠点組織として、平成16年2月にひらかた環境ネットワーク会議が設立されました。その後、組織と活動を更に充実するため、平成18年4月3日に大阪府からNPO法人の認証を受けました。

平成 26 年 3 月 31 日現在の個人会員数は 113 人(正会員 107 人、賛助会員 6 人)、非営利団体会員数は 18 団体(正会員 17 団体、賛助会員 1 団体)、営利団体会員数は 6 団体(正会員 6 団体)です。

平成 25 年度に本市と共催し、実施した事業は、「ライトダウンキャンペーン」、「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2014」です。

② 枚方市地球温暖化対策協議会事業

市域における二酸化炭素の排出削減を図るため、地球温暖化対策推進法第 26 条に基づく「地球温暖化対策協議会」を平成 21 年 4 月に市内事業者と本市で設立しました。

協議会では、市のホームページやメールマガジンによる情報発信、会員事業者による出前授業・講座の実施、「ライトダウンキャンペーン」や「ひらかたエコチェックDAY」への参加・協力、協議会PRイベント「環境広場」などの取り組みを実施しています。

平成 25 年度事業計画に基づき活動した延べ事業所数は 767 社でした。なお、会員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在 116 社となっています。

(3)環境情報の提供

主な取り組み

① 環境情報コーナーのリニューアル

平成 25 年度に、サプリ村野 2 階フロアに地球温暖化対策や省エネなどの環境に関する情報 発信を行うことを目的として、「環境情報コーナー」をリニューアルしました。省エネナビの 無料貸し出しや、枚方で見ることができる昆虫の標本の展示、自転車発電などによる啓発を 行っています。また、エコドライブシミュレーターなども常設しており、環境にやさしい行動や取り組みなどを楽しく学ぶことができます。

② 広報ひらかた・FMひらかたによる環境保全の啓発

広報ひらかたに、節電の呼びかけなど環境に関連した記事を掲載し、啓発に努めています。また、環境に対する取り組みや市域で開催される環境に関するイベントの情報を市民等に提供する番組「環境定期便」を、FMひらかた(77.9MHz)で毎月2回、第2週と第3週(再放送各1回ずつ)に放送しています。平成25年度の環境定期便のテーマ一覧は、表3-1-2に示すとおりです。

表 3-1-2 平成 25 年度「環境定期便」テーマ

	第2週	第3週
4 月	・PM2.5及び光化学スモッグのメール登録について ・太陽光発電システム設置に対する補助について	・再生資源集団回収報償金制度について
5 月	・野生動物にご注意ください・緑のカーテンを育ててみませんか・ひらかた夏のエコライフキャンペーン	・適正なペットの飼い方について
6 月	・6月は「環境月間」です (ライトダウンキャンペーンなど)	・「生ごみの水切りをしっかり実践」について
7 月	・ひらかたの環境(大気・水質ほか)について・枚方の自然について(自然観察会案内など)・節電について	・ごみの排出者責任について
8月	・夏の暑さ対策について	・容器包装プラスチックの分別収集について
9月	・不法屋外広告物について	・バス!のってスタンプラリー
10 月	・クリーンリバー枚方について	・2013ごみ減量フェアの開催について
11月	・公園管理に係る環境について	・11 月は「エコドライブ推進月間」です・ひらかた冬もエコライフキャンペーン・12 月は「大気汚染防止推進月間」です
12 月	・12月は「地球温暖化防止月間」です(ひらかたエコチェックDAYなど)	・レジ袋削減・マイボトル等のキャンペーン活動の 取り組み
1月	・枚方市のごみの現状について	・2月は「生活排水対策推進月間」です ・ひらかたエコレポートについて ・ひらかたエコフォーラム2014について
2月	・枚方市路上喫煙の制限に関する条例について	・生ごみ堆肥化の取り組みについて ・(仮称) リサイクル工房について
3 月	・アダプトプログラムへの参加について	・バス!のってスタンプラリー

第2章 地球環境への負荷が少ないまち

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガス排出抑制対策の推進

主な取り組み

① 節電・省エネ行動促進事業

家庭における節電・省エネ行動を促進するため、省エネ行動と省エネ意識の向上を目的として、分電盤に取り付けるだけで、家庭の電力使用量や二酸化炭素の排出量がリアルタイムでわかる省エネナビの貸し出しを試行的に実施するとともに、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、「節電・省エネコンテスト」を実施しました。

平成 25 年度の省エネナビの貸し出しは 12 件、節電・省エネコンテストの参加者は 106 人でした。

また、夏の電力需給が非常に厳しい状況にあるとして、関西電力管内で節電が求められたことを受け、家庭でのエアコン利用を控えてもらうための取り組みとして、王仁公園プール割引使用料の適用時間の拡大や、公共施設のロビーなどを避暑空間として利用していただく呼びかけを行いました。

② 地球温暖化防止地域対策事業

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 19 年 6 月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者と連携・協力しながら、市域における温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進してきました。

社会情勢の変化等に踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを更に充実させるため、平成25年3月に新しく「枚方市地球温暖化実行計画(区域施策編)」を策定し、温室効果ガスの排出量を平成34年度に平成2年度比で29%以上削減する目標を掲げています。

③ 地球温暖化防止庁内対策事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制対策を推進するため、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を 策定しました。平成19年6月には後継計画として、「枚方市役所CO₂削減プラン〜枚方市役所 地球温暖化対策実行計画〜」を策定し、様々な取り組みを推進しています。

この計画では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンを対象にしており、平成29年度の温室効果ガスの排出削減目標を平成23年度比で6%削減することを掲げています。

平成 25 年度の市役所の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)は、73,345t-CO₂で、基準年度である平成 23 年度と比較すると、2.2%(1,659 t-CO₂)減少しました。なお、平成 25 年度の発生源別の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が 43.59%と最も多くなっています。平成 25 年度の発生源別温室効果ガス排出量は、表3-2-1 に示すとおりです。

表 3-2-1 平成 25 年度発生源別温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算(t-CO₂))

発生源の種類	排出量(t-CO ₂)	割合(%)
電気の使用	30, 619	41.75
一般廃棄物の焼却	31, 974	43. 59
都市ガスの使用	8, 303	11.32
ガソリン・軽油の使用	973	1. 33
灯油の使用	567	0. 77
その他	908	1. 24
総排出量	73, 344	100

④ 地域における地球温暖化防止の取り組み

地球規模の環境問題を解決していくためには、一人ひとりが従来のライフスタイルを見直 し、それぞれの立場で省資源・省エネルギーなどの行動を実践していくことが必要とされて います。

NPOなど多様な実施主体と連携・協働しながら、年間を通じて異なる形式の環境イベント・キャンペーンを継続的に実施することにより、より多くの市民に、地球温暖化防止を中心とする環境保全をアピールしました。

ア、ひらかたエコライフキャンペーン

省エネルギーの普及・啓発の一環として、「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施しています。夏季 (5月1日~10月31日) には、ノーネクタイ・ノー上着による軽装 (COOLBIZ) の推奨と、適正な冷房温度 (28°C) の設定の推進を、冬季 (11月1日~3月31日) には、働きやすく暖かい服装 (WARMBIZ) の推奨と、適正な暖房温度 (20°C) の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

また、市役所及び関連施設は率先して、冬季の暖房温度の設定を19℃にしました。

イ. ライトダウンキャンペーン

環境省が実施する「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同し、枚方市地 球温暖化対策協議会と連携して、本市でも「ライトダウンキャンペーン」を行っています。

平成 25 年度は、「ひらかたライトダウン 2 0 1 3」として、6 月 21 日~7 月 7 日までのキャンペーン期間に、昼夜を問わない自主的なライトダウンの取り組みを呼びかけました。特に、7 月 7 日の夜には、「七夕ライトダウン」として、午後 8 時~10 時の 2 時間の消灯を呼びかけるとともに、岡東中央公園でボランティアを中心に電気を使わないイベント「七夕キャンドルの夕べ」を開催し、380 人の参加がありました。

また、留守家庭児童会の児童に対して、保護者あてに趣旨を説明する資料を配布した上で、地球温暖化についての解説やキャンドルナイトなどの啓発を 2 か所で実施し、239 人の参加がありました。

ウ. ひらかたエコチェックDAY

日常生活での環境にやさしい行動をチェックすることにより、ライフスタイルを見直すきっかけにしてもらうことを目的に、本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会が共催して、平成25年12月8日を「ひらかたエコチェックDAY」として、市民に家庭での行動をエコチェックシートにチェックしてもらう取り組みを行い、11,194枚のチェックシートを回収しました。

エ. ひらかたエコフォーラム2014

市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動の更なる推進を図ることを目的に、「ひらかたエコフォーラム2014」を、平成26年2月1日にメセナひらかた会館にて、本市、本市教育委員会、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の共催で開催しました。

エコフォーラムでは、環境保全の取り組みを行っている学校や団体、個人の方の表彰及び活動内容の紹介を行ったほか、環境ネットワーク会議によって、パネルディスカッションや「ひらかたエコチェックDAY」の結果報告、京都大学防災研究所准教授竹林洋史氏を講師に招き、基調講演「京都・滋賀水害の特徴と気候変動への心構え」が行われました。

また、環境クイズ大会、自転車による発電体験、学校園や企業・団体によるブース展示や省エネ無料診断が行われ、会場には合わせて566人の来場がありました。

オ.エコドライブの普及・啓発

平成 26 年 2 月 1 日に開催した「ひらかたエコフォーラム 2 0 1 4」において、エコドライブに関するブースを出展し、燃費向上などを目的として、エコドライブシュミレータを使用したエコドライブ体験を行うなど、市民・事業者に省エネルギーの普及・啓発を行いました。

⑤ 「エコ」工場化促進事業

地球温暖化対策を推進するため、製造業を営む企業が太陽光発電システムまたはLED照明を導入する際に要する経費の一部を補助する枚方市「エコ」工場化促進奨励金制度を設けています。

平成25年度は、LED照明を導入する6社に対し奨励金を交付しました。

⑥ 防犯灯LED化促進事業

電気料金の削減や二酸化炭素の排出抑制のため、市内にある防犯灯のLED化を促進しています。現在、市内にある約 26,000 灯の防犯灯の多くが蛍光灯です。これらの防犯灯を、5年をかけてLED化することを目標とし、蛍光灯からLEDの防犯灯に交換する自治会等に対し、1 灯あたり 12,000 円を上限に補助を行っています。

平成 25 年度は、2,600 灯(全体の 10%)の防犯灯をLED化しました。また、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて各年度 5,850 灯(全体の 22.5%)の防犯灯をLED化する予定です。

(2) 再生可能エネルギー等の導入促進

主な取り組み

① 公共施設及び未利用地への太陽光発電システムの導入

再生可能エネルギー利用促進のため、公共施設において太陽光発電を行っています。発電 した電気を施設内の設備で使用しているほか、一部の公共施設では売電を行っています。

平成 25 年度は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、初期投資が不要なリース方式で、淀川衛生工場敷地内の空きスペース 6,999m²に出力 600kW の大型太陽光発電設備を設置し、平成 25 年 7 月から稼動しました。年間発電量は一般家庭約 170 世帯の年間消費電力量に相当する約 61 万 kWh 程度を見込んでいます。

本施設を環境教育に活用するとともに、売電収入によりリース料をまかない、差し引いて 得た収益を地球温暖化対策事業に活用します。なお、本施設の愛称を募集し、880件の応募から「枚方ソラパ」に決定しました。

なお、平成 25 年度の本市の公共施設における太陽光発電量は、一般家庭約 260 世帯分の合計 934, 236. 5kWh でした。

② 住宅用太陽光発電システム等導入促進事業

住宅用太陽光発電により1,000kW のメガソーラー10 基分に相当する「コラボメガソーラー」の実現を目指し、「枚方市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を制定し、市内の住宅に太陽光発電システムを設置した市民に対して、設置に要する費用の一部を補助しています。補助は平成23年度から実施しており、平成26年度にかけて各年度500件程度を集中的に行うことで、太陽光発電の普及拡大を図っています。

平成 25 年度は、公称最大出力 1kW あたり 3 万円 (上限 10 万円) の補助を行いました。当 初予算を上回る申し込みがあったため、追加募集を行い、合計補助件数は 722 件、合計公称 最大出力は 3,033.71kW でした。

(3) ヒートアイランド対策の推進

主な取り組み

① 緑のカーテン事業

緑のカーテンは、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物で作る自然のカーテンで、日差しを 和らげるだけでなく室温の上昇を抑える効果もあります。

本市では、平成 19 年度から緑のカーテンコンテストを実施し、さらに平成 21 年度から緑のカーテンモニター事業として、取り組む市民を募集し、参加者へゴーヤの苗を配布しています。

平成 25 年度は、モニター参加者が 168 人、コンテスト参加が 32 件あり、そのうち優れた 6件(企業・学校部門で 3 件、個人部門で 3 件)を平成 26 年 2 月 1 日に開催した「ひらかたエコフォーラム 2 0 1 4」で表彰しました。

また、保育所や生涯学習市民センターなど市民が多く利用する市内公共施設にゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンの普及・啓発を図りました。

② 暑気対策事業

市街地における夏の暑さを緩和する取り組みを行うとともに、市民に電気に過剰に頼らない暑さ対策を普及・啓発しています。

平成 25 年度は、7月 23 日、8月 14、23 日に市役所周辺で打ち水を実施したほか、8月 7日には、市内事業所 46 社の協力のもとに、「クールダウン枚方〜みんなで打ち水大作戦〜」を実施しました。特に、岡東中央公園では保育所 1 園、周辺事業所 8 社の参加により、打ち水を行いました。

また、岡本町地区が、平成25年度から平成27年度までの3年間で実施される、環境省の「ヒートアイランド適応策モデル事業」のモデル地区に全国2か所のうちの1か所として選ばれ、事業を進めています。

平成15年度から継続実施している気温調査を7月1日から8月31日にかけて市内7か所で実施しました。市域の気温分布は、大阪市内に近い市南西部及び主要幹線道路に面した市中部が最も高く、続いて南北に延びる住宅密集地が高くなり、東部の山間部に向かうにつれて下がる傾向があります。最も気温が高い地域と最も気温が低い地域では7月~8月の平均気温で約3℃の差があります。

第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

1. 自然環境の保全

(1) 里山の保全

主な取り組み

① 森林ボランティア育成事業

里山の現状や里山保全の知識、樹木観察のノウハウなどを学び、市域の里山保全に携わる森林ボランティアを育成する目的で、講義と実習で構成された「里山講座」を、平成 16 年度から実施しています。

平成25年度は実習場所が台風18号により被災したため、里山講座は中止となりました。

② 里山保全活動補助事業

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を保全するため、枚方市東部地域里山保全基金を設置しています。

平成 26 年 3 月 31 日現在の残高は 14,802,089 円で、平成 25 年度は、基金を活用し、里山保全活動団体 6 団体に、道具の購入費の一部等を補助する枚方市里山保全活動補助金の交付を行いました。

③ 里山保全事業

森づくり委員会(津田地区、穂谷地区)の開催や里山保全活動団体との意見交換会、里山 関連イベント等を実施し、里山保全の取り組みを進めています。

平成25年度の森づくり委員会の開催回数は2回(津田地区1回、穂谷地区1回)でした。

④ ナラ枯れ被害対策事業

全国的に被害が広がっているカシノナガキクイムシによるナラ・カシ類の集団枯損被害(ナラ枯れ)が、平成22年の夏に東部地域で確認されました。

平成25年度は、穂谷地区において、伐倒くん蒸処理を合計18本実施しました。

(2) 生態系の保全

主な取り組み

① 第5回自然環境調査の実施

市域の自然環境の特性や野生動植物の現況と今後予測される変化を把握するため、昭和 63 年から平成元年にかけて第1回自然環境調査を実施しました。以降、概ね10年ごとに全域調査を、その間、概ね5年目に補完調査を実施しています。

平成 23 年度から 24 年度にかけて、全域調査となる第 5 回自然環境調査(枚方ふるさといきもの調査)を実施しました。調査で見つかった生きものの種類は表 3–3–1 に示すとおりです。

分類	第5回調査		第4回調査	
	(平成 23・24 年)		(平成 12・13 年)	
ほ乳類	11 科	15 種	4 科	5種
鳥類	32 科	97 種	30 科	90 種
両生類	6 科	10 種	5科	8種
は虫類	7科	11 種	6科	12 種
淡水魚類	12 科	33 種	11 科	31 種
昆虫類	144 科	485 種	126 科	427 種
植物	141 科	909 種	127 科	657 種
合計	353 科	1,560種	309 科	1, 230種

表 3-3-1 調査で見つかった生きものの種類

(3) 自然とのふれあいの場の確保

主な取り組み

① 自然保護啓発事業

自然環境を身近に感じてもらうため、野鳥や昆虫、植物などの自然観察会を実施しています。

ア・水辺の楽校

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、「水辺の薬校」 を大阪府枚方土木事務所との共催で、枚方いきもの調査会(メダカと魚部会)の協力を得 て実施し、水生生物の観察や水質調査などを行っています。

平成25年度は7月20日に実施し、児童・保護者54人の参加がありました。

イ. セミの抜け殻調査と自然工作

自然と触れ合ってもらうことを目的に、淀川自然クラブの協力によって実施し、枚方市 役所周辺の岡東中央公園や街路樹からセミの抜け殻を採集し、種類の同定及びカウントを 行っています。

平成25年度は、8月10日に実施し、児童・保護者60人の参加がありました。

ウ. 夏休み山田池公園昆虫教室

山田池公園に生息する昆虫を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、夏休み山田池公園昆虫教室を(財)大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会(昆虫部会)の協力で実施し、昆虫の観察や講演会などを行っています。

平成25年度は雨天のため中止しました。

エ、秋の自然を探してみよう~葉っぱや木の葉でナチュラルアート~

山田池公園に生息・生育する野鳥や植物を通じ自然環境の大切さを学ぶイベントとして、 淀川自然クラブの協力によって実施し、野鳥や植物の観察、植物の葉や木の実を使った工 作などを行っています。平成 25 年度は 11 月 16 日に実施し、児童・保護者 22 人の参加が ありました。

2. 「農」を活かしたまちづくり

(1)「農」を守り、活かす

主な取り組み

① エコ農作物普及・拡大事業

環境にやさしい農業を推進するため、「大阪エコ農産物」の普及を図っています。

平成 25 年度は、さらなる大阪エコ農産物の普及・拡大に向け、販売会の実施や、認証を受けたほ場に掲示するための看板を作成したほか、販売促進に向け、大阪エコ農産物で枚方産であることをアピールするために、大阪府の認証マークと枚方市産業振興キャラクター「ひこぼしくん」を印刷した野菜を入れる防曇袋やエコバックの作成にも取り組みました。

なお、平成 25 年度のエコ農産物認証申請認証面積は約 54.0ha です。

② ふれあい朝市開催支援事業

市内農産物を直接市民に販売する「ふれあい朝市」(市内各所、市駅周辺での農業まつり、年末直販会等)の開催を支援しています。

平成25年度は、9つの直販団体が、765回開催しました。

③ 景観形成推進事業

環境にやさしい農業を推進し、市民により安心で安全な農作物を供給するとともに、付加価値を付けることにより農業振興に寄与することを目指しています。平成11年度からレンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」の取り組みを始めました。さらに、平成22年度からは、大阪エコ農産物認証を得て、農協ブランド「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。

レンゲ栽培は、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持ってもらえるもの と期待されます。

平成25年度は、レンゲ種子を購入した197の農家に対して補助を行い、レンゲ種子播種面積は67.1haでした。

また、平成25年度は、大阪エコ農産物承認申請(集団申請)を、北河内農業協同組合代表

理事組合長を栽培責任者として113の農家で行いました。

④ 新規就農研修事業

次代を担う農業者を育成する農業学校の平成 26 年 4 月の開設に向けて、農業に関する専門家等の意見を踏まえながら、研修に関する教育カリキュラムの策定を行い、農業学校の名称を「都市農業ひらかた道場」としました。また、平成 26 年 2 月に選考試験を行い、5 名の研修生を選出しました(選出後 2 名辞退)。

研修事業実施にあわせて、新規就農に向けた環境整備の一環として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定、枚方市農地利用集積円滑化事業規程の制定、人・農地プランの作成を行いました。

(2)「農」とのふれあいの促進

主な取り組み

① ふれあいツアー開催事業

市内の農家が栽培した新鮮な農産物を市民が収穫する体験を通して、「農」と市民とのふれあいを促進しています。

平成 **25** 年度は、たまねぎやじゃがいもなどの収穫を **20** 回実施し、**4**, **275** 人の参加がありました。

② 小学生食農体験学習支援事業

児童の「食」と「農」に対する理解を深めることを目的として、平成 20 年度から 2 年間の 試行実施期間を経て、市内の小学生を対象に農業者の指導のもとに、植付けから収穫に至る までの農作業や、収穫した農作物の加工・調理・試食などの体験学習を支援しています。

平成25年度の実施校は19校でした。

第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

1. 環境にやさしいまちづくり

(1)環境に配慮した開発への誘導

主な取り組み

① 環境影響評価制度

本市は、開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮した計画とすることにより、環境負荷を低減させるため、平成5年10月1日から枚方市環境影響評価条例を施行しています。

また、同条例第27条に基づき枚方市環境影響評価審査会を設置し、市長の諮問に応じて、環境影響評価に関する重要事項を調査・審議し、意見の申し出を行っています。

現在、審査会は、14名(平成25年3月31日現在)の学識経験者から構成されています。 平成25年度は、表3-4-1に示すとおり、(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター 建設事業について、環境影響評価事前計画書及び準備書の提出があり、市長が、平成26年1 月9日に準備書の内容について、環境保全の見地から調査・審議するように、審査会へ諮問 しました。

事業の名称		(仮称) ニトリモール枚方ショッピ ングセンター建設事業	
事業の種類		開発行為を伴う事業	
事業計画地		枚方市北山 1 丁目の一部	
事業の規模		約 59,000m²	
各図書 縦覧 開始日	事前計画書	平成 25 年 4 月 12 日	
	準備書	平成 25 年 12 月 24 日	
	評価書	-	

表 3-4-1 平成 25 年度に手続きを行った事業の概要

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

② 建築協定・まちづくり支援事業

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全することを目的として、お互いに守り合う制度です。

建築協定を結ぼうとする地域の自主的な活動に対して、専門家のアドバイスを受けることができる「建築協定コンサルタント派遣制度」や自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して、印刷費、郵送費、看板製作費等の助成を行う「建築協定締結助成金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。

平成25年度の協定地区の新規認可は1件で、平成26年3月31日現在の協定締結地区数は37地区となっています。

③ 地区計画の策定

良好なまち並みの形成や保全を図るため、地区の状況や特性に応じて地区計画を定めています。

平成25年度は、1地区について地区計画の変更を行いました。

(2)環境負荷の少ない都市構造への転換

主な取り組み

① 御殿山小倉線道路整備事業

都市計画道路御殿山小倉線は地域と京阪本線御殿山駅を結ぶ補助幹線道路であり、道路ネットワークの補完や防災機能の向上のために必要な路線です。そのうち、市道渚星ヶ丘線から市道甲斐田三栗線までの区間(約840m)の整備を進めています。

平成 25 年度は、道路構造等について周辺住民の意見を聞き、関係機関と協議のうえ、実施 設計業務を委託し、検討結果を沿道住民に説明をしました。また、地権者との物件補償の考 え方、買収に向けて必要な手続き等について協議を行いました。

② 長尾駅前広場整備事業

駅利用者の安全性と利便性を確保し、交通結節点としての機能向上を図るため、長尾駅前 広場の整備を進め、平成 25 年度に、長尾駅前広場の整備工事及び自転車歩行車道の整備工事 が完了し、平成 26 年 3 月 28 日から供用を開始しました。

③ 中宮星ヶ丘線道路整備事業

府道枚方茨木線と市道中宮星ヶ丘線との交差点(宮之阪3東交差点)は、交差位置がずれた変則的な交差点です。車両の円滑な通行や安全な歩行空間を確保するために、府道の拡幅整備にあわせて、交差点及び市道の改良整備を進めています。

平成 25 年度は、詳細設計業務を委託し、関係機関との協議を行い、平成 26 年度の整備工事に向けて着手しました。

④ 津田駅前広場整備事業

津田駅周辺の安全、安心、快適な移動空間ネットワーク作りと、市民の憩いの空間構築を 進めています。

平成 25 年度は、平成 25 年 4 月 1 日から津田駅前自転車駐車場の供用を開始し、また、公園の整備工事を完成させ、平成 26 年 3 月 26 日に開園しました。平成 26 年度は、駅利用者の安全性と利便性を確保し、交通結節点としての機能向上を図るため、津田駅前東側広場の整備工事を行います。

⑤ 京阪本線連続立体交差事業

踏切の除却によって、交通渋滞と事故の解消及び都市交通の円滑化と分断されていた市街 地の一体化を図るため、寝屋川市駅〜枚方市駅間の連続立体交差化を進めています。

平成 25 年度は、事業認可を取得した上で、地元説明会を 21 回開催しました。また、用地

測量業務に着手しました。

⑥ 公共交通利用啓発活動の推進

市民・事業者と連携・協力し、公共交通の利用促進と環境にやさしい交通体系の確立に向けた取り組みを推進しています。

平成 25 年度は、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の協力のもと、公共交通が環境に優しく便利であることをPRするために、市内転入者に「ひらかた交通タウンマップ」を9,640 部配布したほか、バススタンプラリーを2回実施し、301人の参加がありました。

⑦ ノーマイカーデーの推進

毎月 **20** 日のノーマイカーデーを推進するため、広報ひらかたへの掲載、FMひらかたでの 放送などの普及・啓発活動を行っています。

平成 25 年度は広報ひらかたへの掲載とFMひらかたでの放送を各 6 回ずつ行いました。

⑧ エコ通勤普及促進事業

環境負荷の少ない交通手段として、バス等の公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進しています。

枚方市地球温暖化対策協議会が会員に対してアンケートを行った結果、平成 25 年度は、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む企業が 35 社 (前年度 32 社) あり、マイカー通勤可能な職種の限定、自転車通勤の補助、通勤バスの運行、マイカー通勤自粛日の設定等を行っていることがわかりました。

また、6月と12月のノーマイカーデーを含む1週間をエコ通勤ウィークとして設定し、市職員に公共交通機関等の利用等を呼びかけました。期間終了後に行った調査の結果、マイカー通勤する者のうち、エコ通勤を実施した者の割合は、6月が31.1%、12月は28.5%でした。

2. 美しいまち並みの確保

(1)環境美化の推進

主な取り組み

① まち美化啓発事業

市民の環境美化に関するモラル向上と快適な生活環境を確保するため、枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例に基づき、ポイ捨て防止キャンペーン、ポイ捨てや犬のふん放置を防止する啓発看板の配布、広報ひらかたやFMひらかたの活用など、環境美化に関する様々な啓発活動を推進しています。

平成 25 年度は、ポイ捨て防止キャンペーンを 38 回実施したほか、啓発看板の配布を 160 枚、広報ひらかたへの啓発記事掲載を 3 回行いました。

また、犬のふん対策として、啓発看板を 480 枚配布したほか、市民団体が地域のパトロールを行うモデル事業を実施しています。

② 環境美化推進事業

天野川、船橋川及び穂谷川の清掃活動を「ひらかたクリーンリバー」と位置づけ、清流の 復活、環境保全意識の向上等を目指しています。

これら 3 河川では、各主催者が募ったボランティアにより、年 1 回 1 時間程度、堤防等でごみ拾い等の清掃活動を実施しています。

本市及び府枚方土木事務所では、その支援として軍手やごみ袋の支給、ごみの処分等を行っています。表 3-4-2 に概要を示します。

清掃活動名	実施日	概 要
天の川クリーン&ウォーク	平成 25 年 11 月 2 日	地域の校区コミュニティ協議会・学校・市民団体・ 企業などで結成した天の川再生実行委員会の主催 により実施しています。本市と大阪府は、当該実 行委員会の事務局として参画するとともに、支援 (本文参照)を行っています。
クリーンリバー船橋川	雨天により中止	楠葉西中学校区地域教育協議会の主催により実施 しています。市及び大阪府は、支援(本文参照) を行っています。 招提北中学校区教育協議会の主催により実施して
		います。本市と大阪府は、支援(本文参照)を行っています。
クリーンリバー穂谷川	平成 25 年 11 月 9 日	本市と大阪府の共催により、地域住民等の参加者を募り、清掃活動を行っています。

表 3-4-2 各清掃活動の概要

③ 歩きたばこ対策推進事業

枚方市路上喫煙の制限に関する条例の周知を図るとともに、違反者に対する是正指導を行っています。

平成 25 年度は、「たばこポイ捨て防止啓発キャンペーン」にあわせて、条例を周知するため、駅前キャンペーンを 38 回実施しました。また、広報ひらかたへの記事掲載を 3 回及びF Mひらかたでの啓発放送を 1 回実施しました。

④ 公共場所のアダプトプログラム事業等

環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度からアダプトプログラムを試行し、平成14年から本格実施しています。

平成**25**年度は、**53**団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの 美化活動を行いました。

また、地域清掃登録団体325団体が行なった清掃への支援として、ごみの回収等を実施しました。

さらに、国のボランティアサポートプログラム4団体、大阪府アドプト・プログラム45団体と3者協定を締結し、市民・事業者等の活動を支援しています。

⑤ 不法投棄防止対策事業

公共場所における不法投棄を防止するため、不法投棄多発地区について、定期的なパトロールや監視カメラ、警告看板の設置を行っています。

平成 25 年度は、不法投棄防止対策パトロールを 192 回、不法投棄禁止看板の配布、設置を 124 枚行いました。

⑥ 道路アダプト事業

公共場所のアダプトプログラム事業のうち、本市が管理する道路を対象に、道路アダプト 事業として、花苗などの提供や、清掃活動等の支援など、地域環境美化活動を推進していま す。

平成 25 年度は、14 団体が、本市が管理する道路において清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。

⑦ 公園アダプト制度推進事業

地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地のアダプト制度を 推進し、地域環境美化活動を実施しています。

平成 25 年度の登録団体は 141 団体で、203 公園において活動しています。

(2) 歴史文化遺産の保存と活用

主な取り組み

① 枚方宿地区歴史的景観保全事業

貴重な町家の保全や一般の建物の歴史的な修景について補助を行うとともに、枚方宿地区の歴史的景観の保全整備を行っています。

平成25年度は、歴史的景観保全整備を4件行いました。

② 淀川舟運推進事業

淀川における舟運整備事業の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした「淀川 舟運整備推進協議会」に参画しています。

また、舟運再生機運の醸成や市民の河川への関心を高める取り組みとして、春と秋に、枚方船着場~八軒家浜船着場を往復する、屋形船と水上バスを運航しています。

第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

1. 循環型社会の構築

(1) ごみの現況

本市のごみ処理量は、平成7年度にピーク(約15万トン)を迎えた後、ごみ減量施策として、ごみ袋の無色透明・白色半透明化の実施、粗大ごみ予約戸別収集、大型ごみ有料化や、事業系ごみ減量に向けた指導を実施してきたことにより、減少しています。平成25年度はピーク時の平成7年度に比べ、約4万トン(27.7%)減少し、ごみ処理量は約11万トンとなっています。ごみ処理量の推移は、図3-5-1のとおりです。

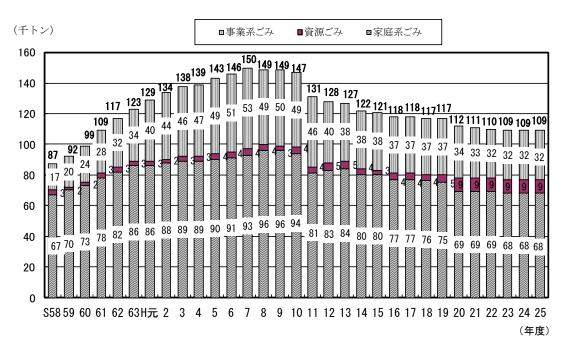
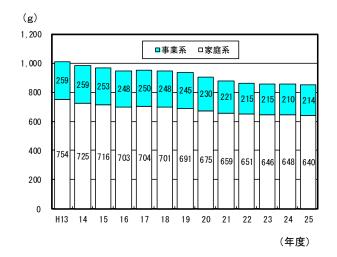


図 3-5-1 ごみ処理量の推移

また、1 人 1 日あたりのごみ量の推移は 図 3-5-2 に示すとおりです。

平成 25 年度の 1 人 1 日あたりのごみ量は 854g (集団回収を含む。) で、前年度に比べて 4g (0.46%) と微減にとどまりましたが、全国平均 963g (平成 24 年度) や大阪府平均 1,053g (平成 24 年度) と比較して、大幅に低い値となっています。

図 3-5-2 1人1日あたりのごみ量の推移



(2) 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)の推進

平成 21 年 6 月に策定した「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理 基本計画(改訂版)」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理基本計画 にとどまらず、更に発展させた地域版の循環型社会形成をめざす計画としています。

本計画では、平成 30 年度を最終目標年度として、焼却ごみ量を 8 万 3 千トンまで減量するとした「高水準減量目標」を設定し、「発生抑制行動の浸透とパートナーシップによる取り組みの展開」、「多くの市民が参加するリサイクルシステムの確立」、「排出者責任の徹底と事業系ごみの減量推進」、「資源循環に配慮した収集体制や低炭素社会に寄与する処理システムの構築」の 4 つの基本方向で循環型社会構築に取り組んでいます。

図 3-5-3 に高水準減量目標と焼却処理量の推移を示します。

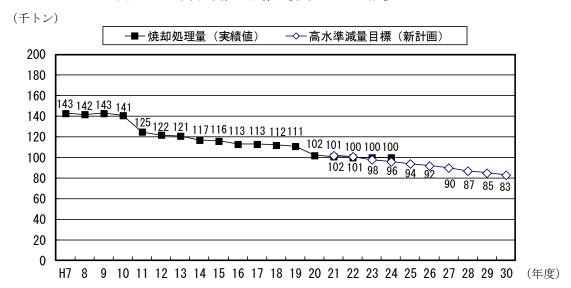


図 3-5-3 高水準減量目標と焼却処理量の推移

(3)発生抑制行動の浸透

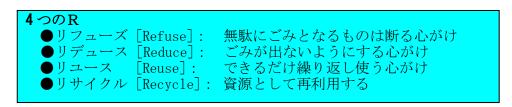
主な取り組み

① スマートライフ啓発事業

本市では、ごみの減量に向けたキーワードとして、**4**つのRの行動を掲げ、スマートライフ (ごみを減らして環境にやさしい生活)の普及・啓発事業を推進しています。とりわけ、リフューズとリデュースによるごみの発生・排出の抑制を中心に、リユース、リサイクルについても周知・啓発を実施しています。

平成25年度は、レジ袋削減のためのマイバック持参やマイボトル使用等の各種キャンペーン及び生ごみ堆肥化講習会を実施するとともに、市内の小学校や保育所(園)を対象とし、ごみ減量の重要性について学ぶ環境学習を実施しました。

また、市民等を対象としたスマートライフの啓発活動を約25,000人に実施しました。



② ごみ減量講演会開催

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催しています。

平成 25 年度は、平成 26 年 2 月 21 日に「『できるだけ、ごみを作らない生活へ』減装(へらそう)ショッピング始めませんか」をテーマに、神戸大学大学院経済学研究科教授石川雅紀氏を講師に迎えて講演会を開催し、103 人の参加がありました。

③ ごみ減量フェア開催

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、「2013年ごみ減量フェア」を11月3日に開催し、約3,200人の来場者がありました。フェアではフリーマーケットの出店があったほか、「ひらかた夢工房」利用団体による木工製品・衣類・自転車の再生販売、おもちゃの修理、無農薬野菜の販売や、地元団体による野菜などの販売がありました。また、本市はリユース品の無料抽選を実施しました。

(4) リサイクルシステムの確立

主な取り組み

① プラスチック製容器包装類の資源化事業

枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(略称:容器包装リサイクル法)に基づき、ごみの減量と再生資源の十分な利用を図ることを目的に、平成16年6月に「北河内4市リサイクル施設組合」が設立されました。平成20年2月に、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」(所在地:寝屋川市寝屋南1丁目7番1号)が完成し、

図 3-5-4 ペットボトル・プラスチック製容器包装 分別収集量 (トン) 6,000 5,396 5.184 5,117 4.945 4.885 4,901 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 H20 21 22 23 24 25 (年度)

稼働したことから、全市域での分別収集を開始しました。

平成25年度は約4,901トンを収集し、北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」で中間処理(圧縮、梱包)をしています。図3-5-4にペットボトルとプラスチック製容器包装分別収集量の推移を示します。

中間処理されたペットボトルとプラスチック製容器包装は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化業者に引き渡され、再資源化や再商品化されています。

② 再生資源集団回収報償金制度運用事業

平成6年度から、ごみ減量の促進とご み問題の意識向上を図るため、子ども 会や自治会などの団体が再生資源(古 紙、古布等)の回収を自主的に行って いる集団回収に対して報償金を交付し ています。

平成25年度における集団回収量は 19,125トンで、登録団体数は601団体、 報償金額は約7,645万円でした。再生資 源の集団回収に対する登録団体及び報 償金の推移は、図3-5-5に示すとおりで す。

図 3-5-5 再生資源の集団回収に対する登録団体及び報償金



③ ひらかた夢工房の活用

ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが行うため、穂谷川清掃工場内に「ひらかた夢工房」を設置し、地域環境学習及びリサイクル活動の拠点として活用しています。

平成25年4月に運用を開始し、平成25年度はボランティア団体による講習会や作製教室、発表会などを合計26回開催し、420名の参加がありました。

④ 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量への努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、一般家庭ごみの有料化について検討しています。

(5) 排出者責任の徹底

① 事業系ごみの減量指導事業

枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び同施行規則により、事業活動に伴って月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する者(多量排出事業者)に対して、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するために、廃棄物管理責任者の選任、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を求めるとともに、立入検査を行い、事業系ごみの排出状況の確認、指導、ごみ減量のアドバイス等を行っています。

平成25年度は、多量排出事業者80事業所に対して、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物減量等計画書の作成を求めるとともに、23事業所に立入検査を実施しました。

(6)環境に配慮した処理システムの構築

① 東部清掃工場粗大ごみ処理施設建設事業

穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設の老朽化に伴い、東部清掃工場敷地内に粗大ごみ処理施設(処理能力:39t/5h)を建設しました。工期は平成22年6月から平成25年3月で、平成25年4月から稼動しています。

2. 良好な水資源の保全と活用

(1) 水環境の保全

主な取り組み

① 事業者への水質汚濁防止の指導

水質汚濁防止法では、水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を特定施設とし、これらを設置する工場または事業場を特定事業場として、設置または構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、カドミウム等の有害物質と生物化学的酸素要求量(BOD)等について一律排水基準を定め、規制しています。さらに大阪府では、上水道水源地域については一律排水基準では環境保全が図れないとして、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により、一律排水基準より厳しい排水基準を設定し、規制しています。なお、本市域の大部分については、上水道水源地域に位置していることから、この規制を受けています。

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排出水量が 50m³以上の特定事業場について特定施設の設置や変更について許可制とし、申請の際に下流域への環境影響の事前評価を義務づけています。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定施設以外の施設で水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を届出施設と定め、これらの設置または構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、水質汚濁防止法と同様に排水基準を定め規制しています。

本市では、水質汚濁防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、公共用水域へ排水する工場及び事業場に対して、立入検査を行っています。

次に、下水道区域については、下水道法で、特定施設を設置または構造等を変更する際に 事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排除基準を定め、規制し ています。また、枚方市下水道条例では、排除基準を超えるおそれのある下水を排除する事 業場に対し、除害施設の設置等を義務づけるとともに、基準に適合した下水を排除するよう 規制しています。

本市では、下水道法や枚方市下水道条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、下水へ排除する工場及び事業場に対して、立入検査を行っています。

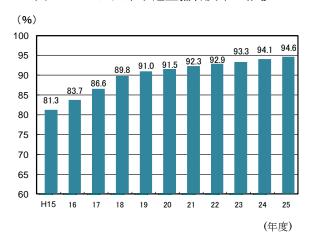
なお、平成 26 年 4 月 1 日から、大阪府より瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可事務の権限移譲を受けています。

② 公共下水道 (汚水) 整備事業

下水道事業は、トイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路・河川などの公共水域の水質改善を図り、快適な水環境を創造するなど、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、重要な役目を担っています。

平成 26 年 3 月 31 日現在の公共下水道整備 普及率は、図 3-5-6 に示すとおり 94.6%で、 整備面積は 3,315ha、整備人口は 385,749 人 となりました。

図 3-5-6 公共下水道整備普及率の推移



3. 良好な生活環境の確保

(1)総合的な公害防止施策の推進

主な取り組み

① 枚方市公害防止条例

枚方市公害防止条例は、本市が上水道水源地域に位置することや、地域性の高い騒音、地盤沈下などの公害に対応するため、規制対象となる工場等について、その設置や施設等の変更を届出制としています。騒音に関する規制のほか、有害物質による水質汚濁防止のため、事業活動を行うすべての工場・事業場からの排出水に対し、一律に排水規制を行っています。

また、地盤環境の監視を目的として、地下水採取のための揚水施設について揚水量や地下水位の測定を義務づけるなど、本市独自の規制措置を盛り込んでいます。

本条例は、市域の公害防止のため、昭和46年に制定し、工場等の設置を許可制にするなど、強い規制権限を有するものとして運用してきました。この間、他の公害関係法令等の整備拡充や本市への権限移譲が進むとともに、企業の環境意識の向上による環境・公害対策が推進され、市域の環境の状況が改善されてきました。このような現状や社会状況等の変化を踏まえ、規制内容の大幅な見直しを行い、改正条例を平成26年4月に施行しました。改正前の本条例の役割と意義を継承しつつ、他の公害関係法令等による権限とあわせて一体的・総合的に運用することにより、市としての公害防止対策を推進するものです。

なお、平成25年度の改正前の枚方市公害防止条例に基づく工場等の設置許可件数は5件、変 更許可件数は102件でした。

(2) 大気環境の保全

主な取り組み

① 工場・事業場に対する大気汚染防止の指導

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、大気汚染物質である硫 黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などを発生するおそれのあるボイラーや金属加熱炉などの 施設を設置しようとする事業者に対し、事前の届出や規制基準の遵守、設置後のばい煙量の 測定などを義務づけています。

大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づく届出に対して審査を行 うとともに、大気汚染物質発生施設を有する工場及び事業場に対して、立入検査を行ってい ます。

② アイドリングストップ啓発事業

毎月20日のノーマイカーデーの取り組みやアイドリングストップに取り組み、広報ひらかたを通じて広く市民に啓発活動を行っています。

また、駐車場を設置しようとする事業者に対して、利用者へアイドリングストップを周知 するよう、指導を行っています。

③ 公用車における低公害車等の導入

「枚方市低公害車等導入指針」に基づき、公用車にハイブリッド車、天然ガス車、低排出ガス認定基準かつ燃費基準早期達成車などの、大気汚染物質の排出が少なく燃費性能が優れている車(低公害車等)の導入を計画的に進めています。

平成 25 年度は、指針に基づく低公害車を 21 台導入(内 2 台は電気自動車)し、全公用車に占める低公害車等の割合は、平成 25 年 3 月 31 日現在 41%になりました。

(3) 騒音・振動の防止

主な取り組み

① 事業者への騒音・振動防止についての指導

ア. 工場・事業場に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、機械プレスなどの特定施設を有する工場または事業場における事業活動に伴って発生する騒音及び振動について、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域及び特定施設を有しない工場または事業場にも範囲を広げて規制しています。

なお、特定施設等の設置等の届出段階で事前審査を行い、防音・防振対策の強化など規制基準の遵守徹底を図っています。

イ. 建設作業に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、くい打機などの著しい騒音または振動を発生する作業を特定建設作業として、規制基準を定めています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例等により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない建設作業についても対象を広げて規制を行っています。

特定建設作業の実施の届出段階で審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振 対策などの指導を行っています。

平成 25 年度は、特定建設作業を伴う工事の届出のうち、騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる作業が 506 件、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制対象となる作業が 1,768 件、枚方市公害防止条例の規制対象となる作業が 833 件でした。

ウ. 建築物の解体工事に伴う事前周知等

建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成 20 年 10 月 1 日に施行し、建築物の解体工事を実施する際には、事業者に対し、解体床面積の合計が 80m²以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、標識の設置と説明資料の配布や説明会の開催などによって、周辺住民等へ周知を行うよう指導をしています。

平成25年度は、要綱に基づく届出が324件ありました。

(4) 土壌汚染・地盤沈下の防止

主な取り組み

① 事業者への公害防止の指導

ア. 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の 25 物質による土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務づけています。調査の結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を要措置区域に、おそれがない区域を形質変更時要届出区域として指定します。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染対策法の仕組みを基本に、 ダイオキシン類を調査対象物質に追加したほか、土壌汚染調査に独自の調査機会を追加す るなど、土壌汚染対策法を補完し、よりきめ細かな土壌汚染対策を規定しています。調査 の結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を要 措置管理区域に、おそれがない区域を要届出管理区域として指定します。

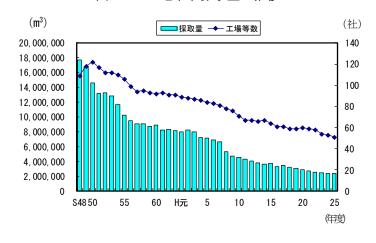
要措置区域及び要措置管理区域では、汚染の除去など必要な措置を指示すること等が定められています。

平成 25 年度は、形質変更時要届出区域 8 件、要届出管理区域 2 件を指定し、形質変更時要届出区域 4 件、要届出管理区域 2 件の指定を解除しました。

イ. 地下水採取規制

枚方市公害防止条例では、昭和46年の制定以来、地盤沈下防止のため、地下水の採取規制を行っています。本条例の改正(平成26年4月施行)により、地下水採取について許可制から届出制へ移行し、採取量の削減努力の対象を動力を用いて地下水を採取するすべての揚水施設設置者としました。届出対象の揚水施設の設置者に対しては、揚水施設の用途等に応じて、

図 3-5-7 地下水採取量の推移



構造上の基準や、地下水採取量の報告義務のほか、地下水位の測定・記録・報告義務を規定し、市と採取者による地盤環境の監視を行っていきます。

地下水採取量報告義務のある工場等は平成 26 年度 3 月 31 日現在 51 社 (井戸本数 117本)で、平成 25 年度の地下水採取量は合計 2,411,098m³であり、前年度と比較すると 2,589m³減少しています。また、条例施行当初の昭和 48 年度の採取量に比べると約 86.4%の削減となっています。地下水採取量の推移は、図 3-5-7 に示すとおりです。

(5) 化学物質の適正管理

主な取り組み

① 事業者への化学物質についての指導

ア. 水質汚濁対策

水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業場から公 共用水域に排出する排出水に対し、カドミウムなどの重金属類やトリクロロエチレンなど の有機塩素系化合物など有害物質について排水基準を設定し規制しています。

水質汚濁防止法の改正により、平成24年6月1日から有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等に関する基準を遵守するとともに、施設構造・使用の方法等について定期的点検が義務づけられています。

また、枚方市公害防止条例の対象事業所のうち、有害物質の使用履歴のある事業者に対して使用量等の報告を求め、報告結果を精査し、事業所指導の資料としています。

イ. 大気汚染対策

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業場からの 排出ガスに対し、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質に ついて排出基準を設定し規制しています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から、23 物質が有害物質として規制されています。それらのうち、発がん性のあるクロロエチレン、ベンゼン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシドの6 物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウム等の17物質については、排出口基準が適用されており、これら規制基準の遵守指導を行っています。

さらに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、揮発性有機化合物 (VOC) の排出を抑制するため、大気汚染防止法では、揮発性有機化合物の排出量が多く、その規制を行うことが特に必要なものを揮発性有機化合物排出施設として定め、排出基準が適用されています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例においても、揮発性有機化合物に係る届出施設を指定し、設備基準、構造基準及び維持管理基準等により規制を行っています。

ウ・アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機に大きな社会問題となったことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品の製造が全面的に禁止されています。

しかしながら、アスベストはその特性から、昭和 30 年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、それらの解体時における飛散を防止するために、大気汚染防止法または大阪府生活環境の保全等に関する条例において、アスベストを使用している工作物を解体、改造及び補修する際に、事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守等が義務づけられています。

大気汚染防止法または大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくアスベスト除去

に関する作業実施届出が提出された場合に、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています。平成25年度は、表3-5-1に示すとおり33件の届出がありました。

表 3-5-1 アスベスト除去に関する作業実施届出件数

区分	大気汚染防止法	府 条 例	合計
件数	16	17	33

(注) 府条例: 大阪府生活環境の保全等に関する条例

エ. ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、環境中にダイオキシン類を排出するおそれのある 廃棄物焼却炉などの施設を特定施設として定めています。事業者は、特定施設を設置また は構造等の変更時には届出を行う必要があります。さらに、ダイオキシンの排出基準の遵 守、排出ガス等の測定及びその結果の報告などが義務づけられており、報告された測定結 果は公表しています。